

令和7年度 和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金 Q&A

令和7年7月1日作成

問合せ内容		回 答
(1)申請方法について		
1	申請書を直接持ち込みたい。	直接の持ち込みは受付できません。郵送で申請してください。
2	申請書を電子メールで送付してもよいか。	電子メールによる申請は受付できません。郵送で申請してください。
(2)交付対象者について		
1	本社は県外だが対象となるか。	本社が県外であっても、県内に営業所を有している場合は支援金の対象となります。ただし、県内の営業所に配備している車両のみが支援金の対象となります。
2	国の支援金や県・市町村の他の支援金を既に受けている場合でも、支援金の申請は可能か。	本支援金は国・県・市町村の各種支援金とは別の制度ですので、支援金を受けることは可能です。
3	今後、申請締切日までに新規で対象事業を始めようと考えているが、支援金の対象となるか。	本支援金は「令和7年7月1日時点」で対象事業を1年以上継続して営んでいる者が対象のため、新規の事業者は申請の対象外です。
4	事業期間が3年に満たない場合の決算状況の要件はどのようなになるのか。	【1年未満】 直近の決算も出ておらず、前年との比較も不可のため、申請対象外です。 【2年未満】 前年の決算との比較が不可のため、直近の決算が赤字の場合のみ交付対象者となります。 【3年未満】 直近の決算が赤字もしくは、直近と前年の決算を比較し、営業利益が30%以上減少した場合は交付対象者となります。 ※事業期間が1年以上あり、上記条件に該当しない事業者のうち、直近決算月以降の任意の月末から遡って1年間の営業利益と営業費用を比較した結果、営業損失を生じる場合は決算条件の要件を満たすものと見なします。
5	申請者ごと（1社単位で）に支援額の上限はありますか。	申請者ごとの支援額の上限はありません。 対象車両の台数によって予算の範囲内で支援額が決定されます。
6	県内に複数事業所がある場合、事業所ごとに申請しても良いか。	事業所ごとではなく、事業者ごとに申請してください。 同一の事業者で、県内に複数事業所がある場合は、複数事業所分をまとめた上で、申請してください。
7	直近決算は黒字で、前年度又は前々年度の決算と比較して、営業利益が30%以上減少もしていないが、直近の経営状況が赤字の場合、交付対象にならないか。	直近決算月以降の任意の月末から遡って1年間の営業利益と営業費用を比較した結果、営業損失を生じる場合は左記の条件を満たすものと見なします。 （例）3月決算で直近決算は黒字であるが、R6年7月～R7年7月の1年間において、営業利益と営業費用を比較した結果、営業損失を生じる場合は交付対象の決算の要件を満たすものと見なします。 ※該当する期間の営業収益、営業費用、営業損失の額を記載した損益計算書を作成し、添付ください。 R6年3月 R7年3月 直近黒字 赤字 R7年7月
(3)対象車両について		
1	県外の営業所に配置する車両は対象となるか。	対象外です。 県内営業所に配置する車両のみが対象となります。
2	自家用（白ナンバー）も対象となるのか。	自家用（白ナンバー）は対象外です。対象は事業用（緑ナンバー・黒ナンバー）のみです。
3	自動車検査証の有効期間が満了している（車検切れ）の車両は対象となるか。	対象外です。
4	県内の営業所にある他都道府県ナンバーの車両は対象になりますか。	対象外です。
5	二輪自動車は支援金の対象になりますか。	対象外です。

令和7年度 和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金 Q&A

令和7年7月1日作成

問合せ内容		回 答
6	リース車両は対象となるか。	車検証の使用者欄に申請者名の記載があり、また、貨物自動車運送事業法に基づき、運輸支局に届出ている和歌山県内の営業所（貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号若しくは同法第35条第2項の規定による事業計画において定めた営業所又は同法第36条第1項の規定による届出において定めた営業所）に配置・登録した事業用自動車であれば対象となります。
7	割賦により所有権留保されている車両は対象となるか？	車検証の使用者欄に申請者名の記載があり、また、貨物自動車運送事業法に基づき、運輸支局に届出ている和歌山県内の営業所（貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号若しくは同法第35条第2項の規定による事業計画において定めた営業所又は同法第36条第1項の規定による届出において定めた営業所）に配置・登録した事業用自動車であれば対象となります。
(4)申請手続きについて		
1	申請書に押印は必要か。	押印は不要です。
2	交付申請書に添付することとなっている振込口座の確認書類について、ネットバンキングのように紙媒体の通帳がない場合、どうすればよいか。	電子通帳（Web通帳）等で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピー等、「銀行名・支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人」が確認できるものを提出してください。
3	申請書類を手書きで作成して申請することは可能か。	可能です。
4	添付する車検証の写しの枚数が増える場合、複数枚をサイズを縮小するなどして、A4サイズ1枚にまとめてコピーし提出することは可能か。	複数枚の車検証をA4サイズ1枚にまとめて提出いただいても差し支えありません。ただし、記載されている情報が確認できる大きさとしてください。
5	令和5年1月4日以降に車検を受け、電子化された新たな車検証を交付されたため、記載されている情報が少ないが問題ないか。	令和5年1月4日以降に車検を受け、電子化された新たな車検証を交付された場合、当該車検証ではなく、同時に交付された「自動車検査証記録事項」の写しを提出してください。
6	事業期間が3年に満たない場合の決算状況の記載方法は？	【1年未満】 直近の決算も出ておらず、前年との比較も不可のため、申請対象外です。 【2年未満】 直近の決算のみを記載ください。前年度との比較が不可のため、記載いただいた直近の決算が赤字の場合は交付対象者となります。 【3年未満】 直近の決算と前年の決算を記載ください。直近の決算が赤字もしくは、直近と前年の決算を比較し、営業利益が30%以上減少した場合は交付対象者となります。
7	直近決算月以降の任意の月末から遡って1年間の営業利益と営業費用を比較した結果、営業損失を生じる場合の決算状況の記載方法は？	【直近決算（A）】 直近決算月以降の任意の月末から遡って1年間の営業利益と営業費用を比較した結果を記載ください。 なお、該当する期間の損益計算又は所得がわかる書類を作成し添付ください。 【前年決算（B）】 前年の決算を記載ください。 【前々年決算（C）】 前々年の決算を記載ください。
8	決算月以降の任意の月末から遡った1年間で営業損失が生じるが、その場合のどのような書類を添付すればよいか。	該当する期間の営業収益、営業費用、営業損失の額を記載した損益計算書を作成し、添付ください。
9	役員名簿に記載する役員には社外取締役も含まれますか。	社外取締役についても記載してください。
10	自動車検査証記録事項を紛失しましたがどうすればよいですか。	車検証を紛失した場合は、管轄の運輸支局（軽自動車の場合は管轄の軽自動車検査協会事務所）に再発行の手続「自動車検査証再交付申請」を行ってください。 この支援金の申請にあたっては、再発行した車検証の写しを添付してください。